

山梨中銀キャッシュサービス規定

第1条（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行した山梨中銀キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- （1）当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- （2）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。なお、法人カード（預金口座名義が法人等の場合に発行されます。）については、利用できない支払提携先があります。
- （3）当行の支払機を使用して、預入資金を預金口座から払戻し、同時に移し替える預金口座の通帳を使用して預入れをする（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）場合。
- （4）当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の現金自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、「振込」を依頼する場合。
- （5）当行の預金機・支払機・振込機（以下総称する場合には「ATM」といいます。）を使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出を行う場合。
ただし、住所・電話番号の変更は後記第11条の3によりお取り扱いできない場合もあります。
- （6）その他当行所定の取引をする場合。

第2条（預金機による預金の預入れ）

- 1．預金機を使用して預金の預入れをする場合には、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
なお、預入提携先の預金機では、カードのみご利用できます。
- 2．預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。
また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条（支払機による預金の払戻し）

- 1．支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2．支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。

- 3．支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻金額と後記第4条の1に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（自動機利用手数料）

- 1．支払機、振込機および支払提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合（当行の場合は、当行が特に定めた時間帯に限りです。）また、預入提携先の預金機を使用して預入れる場合には、当行および各提携先所定の預金機、支払機、振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- 2．第1項の自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から各提携先に支払います。

第5条（支払機による振替入金）

- 1．当行の支払機を使用して振替入金をする場合は、支払機の画面表示の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号と振替金額等を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出を受けることなく振替金額を当該預金口座から自動的に引落しのうえ振替えます。
- 2．支払機による振替入金は1円単位とし、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

なお、1日あたりの振替金額は当行所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。

- 3．総合口座通帳への定期預金の振替入金は一口1万円以上とします。振替入金の際は必ず通帳を持参してください。

第6条（振込機による振込）

- 1．当行（または振込提携先）の振込機を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

2. 第1項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタンまたはキー等により「確認」操作をしてください。「確認」操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に当行本支店の窓口にご相談ください。
3. 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込金額は、当行が定めた金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振込金額は当行所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。
4. 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があった場合は、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
5. 振込金額と後記第7条の振込手数料金額および前記第4条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえる場合は、その振込を行うことはできません。
6. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および自動機利用手数料金額を通帳または「カードご利用明細票」の記載内容によりご確認ください、取引内容または残高に疑義のある場合はただちに当行本支店の窓口にお申し出ください。
7. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条（振込手数料）

1. 振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行（振込提携先の振込機使用の場合は、その振込提携先）所定の振込手数料をいただきます。
2. 第1項の振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

第8条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または名称、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

なお、カードの紛失、住所・電話番号・暗証番号の変更の届出は、後記第10条または第11条のATMの操作によって届出することもできます。

第9条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第10条（カードを紛失したときのATMを使用する際の届出）

1. ATMを使用してカード紛失の届出をする場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従って、届出の暗証番号と当該カード発行支店名・カード種類・口座番号を正

確に入力してください。

2. 代理人カードが発行されている場合は、ATMによるカード紛失の届出ができませんので書面により取引店に届出てください。

第11条（ATMを使用しての住所・電話番号・暗証番号の変更の届出）

1. ATMを使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出をする場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号と変更後の住所・電話番号・暗証番号を正確に入力してください。
2. 住所・電話番号の変更については、他の預金取引があればその預金についても変更の届出がなされたものとします。
3. 住所・電話番号の変更については、預金以外のご融資取引等がある場合および当該預金または他の預金取引の中で当行が確認書類の提出が必要と認める場合は、利用できません。この場合は、書面により預金口座の取引店（以下「取引店」といいます。）にお届けください。

第12条（代理人による預金の預入れ、払戻しおよびデビットカード取引等）

1. 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ、払戻し、振替、振込およびデビットカード取引の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

なお、法人の場合には代理人のためのカードは発行しません。

2. 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。ただし、振込内容確認画面から依頼人名の変更が可能です。
3. 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

第13条（ATM故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により預金機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、このお取扱いはいたしません。
2. 停電、故障等により支払機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
3. 第2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、名称、金額等所要事項を記入のうえカードとともに提出してください。なお、この際には本人である旨の確認資料の提出をお願いする場合があります。
4. 停電、故障等により振込機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項および第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、このお取扱いはいたしません。

第14条（カードによる預入れ・払戻し等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振替資金、振込資金として払戻した金

額を含みます。以下同じです。)、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行のATMおよび通帳記帳繰越機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。窓口でカードにより取扱った場合およびデビットカード取引をした場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

また、預入提携先の預金機で預入れした場合は、預入した金額と自動機利用手数料金額は各々別行に、通帳に記入します。

第15条（カード・暗証番号の管理等）

1. 当行は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払出しを行います。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日や電話番号等、他人に推測されやすい番号を指定することはできません。なお、暗証番号は他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第16条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第17条（盗難カードによる払戻し等）

1. 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 第1項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を

補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3．前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4．第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

(1) 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第18条（預金機、支払機、振込機の誤操作等）

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預金機、支払機、振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第19条（解約、カードの利用停止等）

1．預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

2．カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りします。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを取引店に返却してください。

3．次の場合には、カードの利用を停止します。

(1) 第20条に定める規定に違反した場合

(2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

(3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

この停止の解除を求める場合は、取引店に届出の印章およびカードを持参のうえ申し出てください。窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。この場合、当行は相当の期間をおき、

必要書類の提出、保証人を求めることがあります。

第20条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第21条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、および振込規定により取扱います。

なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定振込規定にかえて、振込提携先の振込規定により取扱います。

第22条（規定の改定）

- 1．この規定の各条項は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2．前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 3．適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以 上